

計量法改正検討基本方向作成が大詰めに

結論につながる「基本方向」答申に関心高まる

何らかの歯止めを講じないと計量行政は崩壊するという危惧の声も

政府の規制緩和方針への対応、地方自治体の計量行政能力の低下への対応などを基本方向にした計量法改正の作業が計量行政審議会を中心に進行している。改正のための基本方向が05年12月中に出される日程であり、この基本方向に従ってその後の法令整備の作業との関係で「基本方向」が重要な結論になる。計量法と関わって仕事をやる地方計量行政機関職員、計量士、計量器事業者、地方の計量協会などの指定定期検査機関などの関係者は、「基本方向」がどのように定まるとのかが見当がつかないとして、計量行政審議会の動きに関心を寄せており、同時にこれまでの行政経験や計量器の現場の実情が法改正作業で十分に聴き取られているのかという危惧の声がある。

計量行政が大きく縮小する

計量行政審議会は第1回会議が7月末に開かれ、その後、小委員会、各WGで審議が行われている。審議の内容は経済産業省のホームページに掲載されており、審議内容の閲覧機会が提供されているものの各種小委員会などの議論が掲載されるのは委員会開催後1カ月以上経過後であるため、05年12月中に出される改正の基本方向とい

う大きな結論との間に時間差が生じるといふ不都合もあり、また現在の審議の内容からは計量法と計

量行政の従来のあり方が大きく変わり、実態的には計量行政が大きく縮小し、地方公共団体の計量行政は崩れてしまうという危惧がでている。

気を抜いた途端に計量行政は崩壊する

地方計量行政に幹部職員として関わってきた、現在は地方計量協会の計量士会長ならびに計量協会長の重職にある人など関係者は、計量行政を機関委任事務から自治事務に移したことなどによっ

て、地方の計量行政は財政・人員・機能などあらゆる面で後退しているの、これ以上の後退につ



計測と科学

計量新報社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL:03-5561-1111 FAX:03-5561-1112
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL:03-5561-1111 FAX:03-5561-1112

Yamato
業界初の振動除去機構を
搭載で作業効率アップ
デジタル式上皿自働はかり



天和産業株式会社
電話 03(078)918-9577

関東甲信越地区計量
協会 計量士会合同
連絡協議会 ②③面
計量記念日特集
④⑤面

今週の主な記事

- ① 計量法・改正、基本方向作成大詰めに
関連情報・ロック協議会
- ② 大臣表彰者紹介、日電検・新標準器を披露
- ③ 全函の計量記行事務の計量計測のきし流れを訪問
- ④ チノ・社長インタビュー
- ⑤ 私の履歴書・齊藤勝夫(9)社説 計量ひとくちメモ
- ⑥ A&D、06年3月中間決算発表
- ⑦ 第2回交々健康大賞決定、クボタがキャンペーン
- ⑧
- ⑨

計量法の検定・検査制度から除外された場合には、流通関係の事業所は検定・検査の対象外と別にして製造関係の事業所の場合には計量法の規定に従って管理するはかりがなくなってしまうため、指定を受ける必要がなくなる。とくに業者間面へつく

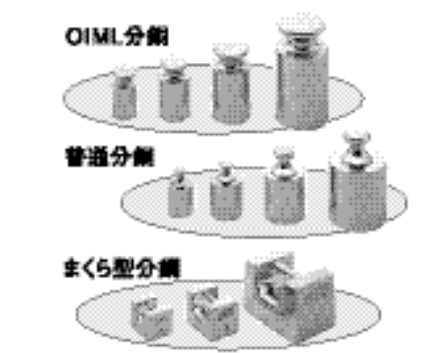
MRA IAJapan JCSS 0165

当社は、測定基準としてJIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) を採用し、測定システムもISO/IEC 17011 に従って運用されているJCSSの下で認定されています。JCSSに認定されている測定機関 (IAJapan) は、アジア太平洋試験所認定協力機関 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機関 (ILAC) の相互承認に署名しています。

分銅・おもりのJCSS校正と各種精密分銅の供給メーカー

JCSS校正は短納期且つ適正価格で行います。

株式会社 大正天びん製作所



〒304-0031茨城県下妻市高道根4219-2
TEL(0298) 43-7021 FAX(0298) 43-8150
http://www.taisho-balance.co.jp

関東甲信越地区計量協会・計量士会合同連絡協議会を開く

計量士の職域拡大や適管事業所の自主管理拡大など 12 件を討議

計量法改正へ要望をと強調 「計量出前教室」など新たな取り組みも

2005年度の関東甲信越地区計量協会・計量士会合同連絡協議会が10月4日、東京・千代田区の九段会館で開かれた。10都県から計量協会会員、計量士など約250名が出席した。同協議会は03年から、関東甲信越地区の計量協会と計量士会の合同会議として開催されている。本年度は第3回合同連絡協議会として(社)東京都計量協会(渡部勉会長)と東京計量士会(白石清会長)が合同で開催実行委員会(若下貞治委員長)を組織して準備を進めてきたもの。全体会議方式で、計量士の職域拡大や適管事業所の自主管理拡大、計量法改正への要望など含めて12の議題を討議した。計量法改正への関心も高く、日計振へ対策を要望したほか、われわれの要望を大いに出していこうとの発言があった。数内雅幸経済産業省計量行政室長が、現在計量行政審議会で審議されている計量制度の見直し作業の現状を説明した。上村雄彦千葉大学大学院公共研究センターCOEフェローが講演した。演題は「日本が変われば世界が変わるーいまこそ日本の自立をー」。次期開催県は神奈川県。



協議会のようす

協議会から功労者4名に感謝状と記念品を贈呈した(氏名は別項)。協議会は、渡部勉(社)東京都計量協会会長と白石清(社)東京計量士会会長が共同議長となり12の提案議題(別項)を討議した。

内容は、計量士の職域拡大や、適正計量管理事業所の自主管理拡大、計量組織の活性化、計量知識の普及、計量法改正への要望などがあり、関連する議題を一括して討議した。要項事項に関して

数内雅幸計量行政室長 見直し作業の現状を説明 改正への要望・意見の提出を要請

経済産業省の数内雅幸計量行政室長が、計量行政審議会で審議している計量制度見直し作業の現状を説明した。

7月26日「計量行政審議会」が開かれ、計量制度の見直し作業が始まった。審議会のもとに「計量制度検討小委員会」を設けた。

小委員会に3つのワーキンググループ(WG)を設置し、具体的な検討に入った。どのWGでも活発な議論がされ、関心が高いと感じた。単位、特定計量器を見直す。



計量制度の見直しの状況を説明する数内雅幸計量行政室長

規制は消費者保護に重点を置くべきであり、企業間取引に使うような機種は企業間相互に任せれば

は、日計振へ要望書を出す。特に、現在審議中である計量制度の見直しに關しては、議題提案原の一つである千葉県計量協会の齊藤勝夫会長が、①国や地方公共団体は、すべて公開原則できちんと情報を提供してほしい、②これに對して我々も大いにものを言うべきである、③この意見の反映を日計振はやってもらいたい。地方あつてこそ日計振であるとし「ぜひ日計振は、私たちの意見をまとめて審議に反映させ

よく規制の対象からはすすべきではないか。また、技術水準も高くなっている。機種ごとの個別事情も勘案しながら、対象機種を減らすべきではないか、検討している。

第2WGは、量目規制のあり方等を検討している。量目規制は、種類、量目規制を細かくする、反対に大きくするかなどなかなか難しく、どうしたらよいのだろうかというところだ。

第3WGは計量標準・標準物質の供給等を検討している。計量標準・標準物質をいかに円滑に、準備を整えたい。短期間で供給できるかが求められている。

現在、団体やメーカーなどの各方面からヒヤリングをしている最中であり、都道府県のヒヤリングもする予定である。「皆様方も意見を反映する場をつくっていただきたい、要望書を出していただければと思っております」と述べた。

今後の審議の見通しが、12月末には、計量制度検討小委員会を開いて、第1、第2、第3の各WGの審議のとりまとめの方向性を出したい。来年の春ないしは夏には経済産業大臣へ答申する運びになる。

量法改正審議にプロジェクトチーム「石井正国委員長」を設置して対応している。

次期開催県は、神奈川県に決まった。

協議終了後、上村雄彦千葉大学大学院公共研究センターCOEフェローが「日本が変われば世界が変わるーいまこそ日本の自立をー」の演題で講演した。

午後5時30分から懇親会が開かれ、情報交換をしたり、交遊を温めたりした。

協会のようす

協会のようす

協会のようす

協会のようす

協会のようす

圧力計のスペシャリスト
株式会社 第一計器製作所
本社工場 〒660-0823 兵庫県尼崎市大物町1丁目7番2号
TEL 06(6481)5551(代) FAX 06(6401)4446
東京営業所 〒114-0016 東京都品川区東大井6-7-9 大塚ビル1階
TEL 03(3768)6761(代) FAX 03(3765)6663
URL http://www.daiichi-keiki.co.jp

協議の内容

▽スーパー大型店における計量士の活用(栃木県計量協会計量士部会) スーパー大型店には計量士を配置することを計量法で義務化し、計量士によるはかりの2年に1回の定期検査(代検で行う)をはじめ、定期検査の中間の自主検査を行うと共に、計量管理の思想教育、指導等を計目的、総合的に行い、量目の品質管理の向上と計量士の業務拡大を図ってほし

い、という計量士の職域拡大をめざす提案。

▽代検査制度に関わる業務領域拡大について(埼玉県計量士会)▽計量士による民間活力導入について(神奈川県計量士会)

査だけではない差別化が図れるのではないかと、埼玉県計量士会の提案。神奈川県計量士会は、代検査時に特定計量器以外の検査も一緒にやるか、使用者の要望に合わせ、土日に検査したり、検査する時間帯なども希望に添うようにするなど、使用者サービス付加型代検査にしていくな必要があると提案した。

計量士の業務拡大では、付加価値をつけることが必要と思われる。たとえば、代検査業務に加えて食品の品質表示点検を実施することなどである。食品表示に関わる検査についてはJAS法、食品衛生法、計量法のように、ラベル情報の各種法律に則った適正表示のニーズがあるので、代検査について(神奈川県計量協会)

異常が見られた計量器を修理して検定した場合、生産計画に都合が生じるので検定までの空白期間を、適正計量管理事業所の、自主管理を認めてもらいたいという。▽トラックスケール(大



型ばかり)設置届等の義務化について(長野県計量管理協会)現在、トラックスケール(大型ばかり)が新規に設置された場合、計量法上の届出義務はなく、届出がもれる事があり実態把握が非常にあいまいになっている。設置届等の見直し(義務化)を検討してほしい、というもの。長野県、群馬県、神奈川県から実態が報告された。

▽地域における計量思想普及活動の事例と取り組み強化(神奈川県計量協会)▽学校対象の計量知識普及啓発事業について(東京計量士会)▽報告・寒暖計製作教室から出前計量教室へ(東京都計量協会)東京都では、会場で報告された東日本計量器工業協同組合の「寒暖計製作教室」の実績をふまえて、本年から小学校における理科の力キキュラムに4年生「温度の測定」、5年生「てこばかり」を取り上げられていることに着目し、計量団体の協力による学校への「出前教室」を実施している。35校からの問い合わせ、実施要請が集まった。東京都、(株)東京計量協会、東京計量士の三者

の協定書が結ばれ、役割分担をして実施している。▽ユーザーと最も近い計量の安全の担い手、「計量器コンサルタント」制度の強化発展と、活用を願う(神奈川県計量協会)計量器コンサルタント制度は32年の伝統を持つ販売事業者のための民間資格。販売者の計量知識、(法制度、技術)の向上を目指し、長年にわたって資格者を育て、適正な計量器の使用、計量管理上の諸問題についてのユーザーとのコンサルティング活動をビジネスを通して実現してきている。提案では、「教育については地計協に任せきり」というままでは、今後の発展には十分とはいえない」とあり、資格付与団体である日計振のより

一層の密度の高い関与、指導、支援を願う、としている。日計振へ要望書を出すことになった。▽計量法改正答申作業にあたって、望むこと(東京計量士会)▽「新しい計量行政の方向について」計量行政審議会の審議経過と今後の動向について、実効ある実現策の行動を望みます(千葉県計量協会)①行政当局への速やかな情報公開の要請、②行政当局および日計振に対して、改正に関する意見集約・提言の場を設けてもらいたい、というもので、地方計量協会および計量士会から日計振への強い期待が表明された。加えて、齊藤勝夫千葉県計量協会会長は、地方計量協会や計量士会が、計量法改正へ自ら能動的に関わっていかねばならないことを強調した。

感謝状と記念品贈呈(敬称略)▽田中正佐久(株)新潟県計量協会名誉顧問、(株)田中衡機工業所代表取締役(相談役)▽崎尾靖(栃木会専務理事)

計量協合理事、(株)コアミ計測機代表取締役社長)▽吉池潤一(長野県計量連合会副会長、長野計器(株)取締役副社長)▽井上勇(株)茨城県計量協会専務理事)

計量法改正検討基本方向作成作業が大詰めに(①面のつづき)

大型ばかりが検査の対象外になれば協会の運営の基盤が崩れる

はかりの定期検査の実施機関である地方の計量協会など指定定期検査機関は、業者間取引の要素があるトラックスケール等大型ばかりが検査の対象外になったり、その他のはかりが同様であれば、旧来行ってきた定期検査業務が大きく減少するなどして、協会運営の

基盤が崩れることになる。全国的には、技術論的な理屈は別にして、はかりは検査制度によって性能が維持されているのが実情であるから、現在大量に流通しているはかりの計量法での規制維持こそが計量の安全、消費者利益の確保につながることを主張している。

現場のはかり事情を知る地場事業者は、業者間取引は計量法の世界では取引証明の別枠であるという経済産業省職員の発言に驚いており、そのようにならばせっかくの国民の理解と消費者に信頼されている地方計量協会は運営が困難になるし、検査事業、メンテナンス事業などを通じて地域社会に貢献している事業者の存立基盤を崩すことになる。販売者から実情が伝えられない委員会審議に不満の声

計量器販売の専業事業者は計量法改正の動きへ

の反応が鈍い。現在の審議状況を把握している専業者は少数であり、自動はかりの規制対象への取り込み、業者間取引はかりの検定対象からの除外の動きを知らない者が多い。メンテナンス事業も行っているある専業者は、自動はかりの計量法での規制に関して、規制自体は悪くないが、さまざまな製品がある自動はかりをどのような形で規制し、性能を確保するのかに難しさがあると考

によるコストへの影響、会社の信用失墜がないよう、使用する自動はかりの管理は綿密・周到を極めていとも事情を述べている。販売事業者からは、これまでは計量行政審議会の部会などに関係者が参加していたものが外されてしまったのはどういふことか、製造事業者と使用者の間に立ち、はかりなど計量器の流通と使用に事情に詳しい専業販売事業者から、実情が伝えられない委員会審議に対して、不満が述べられている。



ISO9001 認証取得

ISO対応計量器検査・管理・業務 製造・販売・修理・代行検査

トラックスケール・工業用はかり・デジタルはかり・基準器校正検査

岩淵衡機製作所

〒310-0817 茨城県水戸市橋町1丁目14-3
TEL (029) 221-3869 (代)
FAX (029) 227-1178